

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療と介護、両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

世帯内の国民健康保険被保険者全員が1年間に支払った医療保険と介護保険の利用にかかる自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた額を支給します。

※後期高齢者医療（長寿医療）や被用者保険（社会保険等）にも同等の制度があります。詳しくは、加入している保険の担当窓口にお問い合わせください。

該当する方には、通知をお送りする予定です。

〈基準額〉（計算期間：平成20年8月1日～平成21年7月31日）

| 区 分 | ①国保+介護 70歳以上 | ②国保+介護 70歳未満 |
|---|-----------------|------------------|
| 現役並み所得者（①で国保3割負担の人） 上位所得者（②で国保賦課基準額600万円超過の世帯） | 67万円 (89万円) | 126万円 (168万円) |
| 一般（町民税課税世帯） | 56万円 (75万円) | 67万円 (89万円) |
| 低所得者（町民税非課税世帯） | 31万円 (41万円) | 34万円 (45万円) |
| 世帯全員の所得が一定以下 年金収入80万円以下など | 19万円 (25万円) | |

※計算期間は、毎年8月から翌年の7月までの12カ月間です。

ただし、施行初年度の特例として平成20年4月から平成21年7月までの16カ月間の計算もできます。その場合の基準額は上表の（ ）内の金額です。

入院時に使用する 限度額適用・標準負担額減額認定証

入院する場合、一医療機関の窓口での支払いは限度額までです。

なお、限度額は所得区分によって異なりますので、「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付を申請してください。

また、70歳以上の方については、住民税非課税世帯の方のみ「標準負担額減額認定証」を交付します。

詳しくは、住民生活課までお問い合わせください。

【申請に必要なもの】保険証・印鑑

【申請先】本庁住民生活課・大山支所総合窓口課・中山支所総合窓口課



問い合わせ先

住民生活課

☎ 0859-54-5210